

報告第 2 号

臨時代理した事件(名張市給食費無償化補助金交付内規の制定)の承認について

名張市給食費無償化補助金交付内規の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 1月 11日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市給食費無償化補助金交付内規の制定について

1. 制定理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保護者の生活を支援することを目的として、市内小学校における令和6年1月から3月までの給食費を無償化するために補助金を交付する名張市給食費無償化補助金交付事業の実施について、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

名張市給食費無償化補助金の補助対象事業、交付対象者、補助金の額、交付申請の手続等について定める。

3. 施行期日

令和6年1月4日から施行する。

名張市給食費無償化補助金交付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保護者の生活を支援することを目的として、学校給食会計（名張市立小学校において、その校長が学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）に係る収入及び支出を経理するために設けている会計をいう。以下同じ。）に対し、保護者が負担する学校給食費を無償化するために予算の範囲内で補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、令和6年1月から3月までの学校給食費を無償化する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業に要する経費とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、学校給食会計を設けている名張市立小学校の校長とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で第2条に規定する事業の実施に必要な額として市長が認める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、名張市給食費無償化補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することを決定したときは、名張市給食費無償化補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知をするものとする。

(完了実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（第9条第1項において「交付決定者」という。）は、当該交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに名張市給食費無償化補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、完了の報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、名張市給食費無償化補助金の額の確定通知書（様式第4号）により、その

旨を当該報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、名張市給食費無償化補助金精算払請求書(様式第5号)を提出することにより、市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、名張市給食費無償化補助金概算払請求書(様式第6号)により、概算払請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、概算払請求による補助金の交付の後、第8条の規定によって確定した補助金の額に過払が生じたとき、規則第20条第1項の規定による交付決定の取消しを行ったとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金を返還させることができる。

2 前項の規定による補助金の返還を求められた者は、市長が定める期日までに、当該補助金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この内規は、令和6年1月4日から施行し、同月1日から適用する。

名張市長 宛て

学校名
学校所在地
学校長名

名張市給食費無償化補助金交付申請書

名張市給食費無償化補助金の交付を受けたいので、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付を受けるに当たり、同内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 補助金の交付申請額

_____円
〔 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保護者が負担する学校給食費を無償化する事業に要する経費の額 〕

2. 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書

様式第2号（第6条関係）

名張市指令第 号
年 月 日

学校名

学校所在地

学校長名 様

名張市長

名張市給食費無償化補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった名張市給食費無償化補助金については、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）第6条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1. 補助金額

_____円

2. 交付の条件

補助金の交付対象者は、名張市給食費無償化補助金交付内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項を遵守するほか、本市の職員から指示があったときはそれに従うこと。

様式第3号（第7条関係）

名張市給食費無償化補助金実績報告書

年 月 日

名張市長 宛て

学校名

学校所在地

学校長名

年 月 日付け名張市指令第 号で交付決定のあった名張市給食費無償化補助金に係る事業を完了したので、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）第7条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 補助事業等の名称：名張市給食費無償化補助金

2. 完了年月日： 年 月 日

3. 添付書類（実施を証する資料）

- ・事業の実施概要が分かる書類
- ・収支精算書
- ・その他収支の明細が分かるもの

様式第4号（第8条関係）

名張市指令第 号
年 月 日

学校名

学校所在地

学校長名

様

名張市長

名張市給食費無償化補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった名張市給食費無償化補助金については、
下記のとおり額を確定したので、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日
制定）第8条の規定により通知します。

記

補助金確定金額 _____ 円

様式第5号（第9条関係）

名張市給食費無償化補助金精算払請求書

年 月 日

名張市長

宛て

学校名

学校所在地

学校長名

印

年 月 日付け名張市指令第 号で額の確定の通知のあった名張市給食費無償化補助金について、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）第9条第1項本文の規定により、下記のとおり精算払によって交付されたく請求します。

記

請求金額 _____ 円

名張市給食費無償化補助金の交付については、次の口座にお振り込みください。

補助金振込口座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
					※									
口座名義	フリガナ													
	口座名義													

名張市給食費無償化補助金概算払請求書

年 月 日

名張市長

宛て

学校名

学校所在地

学校長名

印

年 月 日付け名張市指令第 号で交付決定の通知のあった名張市給食費無償化補助金について、名張市給食費無償化補助金交付内規（令和6年1月4日制定）第9条第1項ただし書の規定により、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

請求金額 _____ 円

名張市給食費無償化補助金の交付については、次の口座にお振り込みください。

補助金振込口座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
						※								
口座名義	フリガナ													
	口座名義													

名張市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

名張市給食費無償化補助金交付内規の制定に伴い、別表に当該補助金の項を追加するために、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

名張市給食費無償化補助金の項を加える。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助金等の交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は交付額（交付基準）	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助金等の交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は交付額（交付基準）
略	略	略	略	略	略	略	略
名張市学校給食会計補助金	略	略	略	名張市学校給食会計補助金	略	略	略
名張市給食費無償	<u>保護者が負担する学校給食費を無償</u>	<u>保護者が負担する学校給食費を無償化する事業</u>	<u>予算の範囲内で市長が定める額</u>	名張市給食費無償	略	略	略

化 補 助 金	化す るこ とに よ り、 エネ ルギ ー・ 食料 品価 格等 の物 価の 高騰 の影 響を 受け てい る保 護者 の生 活を 支援 する こと を目 的と す。 る。						
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表名張市給食費無償化補助金の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。